

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
事業者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 佐倉市が、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務を委託するにあたり、その契約の相手方の選定を適正に行うため、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者(次点)(以下「最優秀提案者等」という。)の選定を行う。

- (1) 企画提案の実施要領に関すること。
- (2) 企画提案の要求仕様に関すること。
- (3) 事業者の参加資格及び参加方法に関すること。
- (4) 最優秀提案者等の選定及び選定における評価基準に関すること。
- (5) その他、最優秀提案者等の選定に必要な事項の調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 資産管理経営室長
- (2) 産業振興課長
- (3) 都市計画課長
- (4) 社会教育課長
- (5) 佐倉図書館長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、資産管理経営室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長が欠けた場合又は委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員

長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者等の、委員以外の者に対して会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 2 前項に定める学識経験者等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その立場を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、資産管理経営室において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項で、最優秀提案者等の選定等に関して必要な事項は、委員会の会議を経て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月3日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託の最優秀提案者等が選定された日をもって、その効力を失う。